

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	特別児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛媛県は、特別児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

愛媛県知事

公表日

令和6年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)(以下「特別児童扶養手当法」という)に基づく手当支給事務 精神又は身体に法令で定める程度の障害を有する20歳未満の児童を監護している父母又は養育している養育者を対象として特別児童扶養手当を支給する。</p> <p>特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none">・特別児童扶養手当法第5条に基づく認定請求に関する事務・特別児童扶養手当証書に関する事務・特別児童扶養手当法第13条に基づく未支払の手当に関する事務・特別児童扶養手当法第16条に基づく額改定請求に関する事務・特別児童扶養手当法第35条に基づく届出に関する事務・特別児童扶養手当法施行規則第3条に基づく届出(額改定届)に関する事務
③システムの名称	特別児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という)第9条第1項 別表第一の46項・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第37条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>[情報提供]</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号 別表第二の16の項、19の項、26の項、30の項、56の2の項、57の項、87の項及び116の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条第1号フ、同条第3号フ、同条第4号、第19条第1号ネ、同条第2号から第5号まで、第30条第9号、第31条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第5号ト、同条第6号ロ、第44条第1号ネ及び同条第2号から第5号まで <p>[情報照会]</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号 別表第二の66の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第37条各号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	<p>【本庁総合窓口】 企画振興部政策企画局広報広聴課 〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2 089-912-2244</p> <p>【地方機関総合窓口】 四国中央土木事務所用地管理課 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-24-4455</p> <p>東予地方局総務県民課 〒793-0042 愛媛県西条市喜多川796の1 0897-56-1300</p> <p>東予地方局農業振興課(西条第二庁舎) 〒791-0508 愛媛県西条市丹原町池田1611 0898-68-7322</p> <p>東予地方局今治支局総務県民室 〒794-8502 愛媛県今治市旭町1丁目4の9 0898-23-2500</p> <p>中予地方局総務県民課 〒790-8502 愛媛県松山市北持田町132 089-941-1111</p> <p>久万高原土木事務所用地管理課 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万571の1 0892-21-1210</p> <p>大洲土木事務所用地管理課 〒795-8504 愛媛県大洲市田口甲425の1 0893-24-5121</p> <p>南予地方局八幡浜支局総務県民室 〒796-0048 愛媛県八幡浜市北浜1丁目3番37号 0894-22-4111</p> <p>西予土木事務所用地管理課 〒797-0015 愛媛県西予市宇和町卯之町5丁目175番地3 0894-62-1331</p> <p>南予地方局総務県民課 〒798-8511 愛媛県宇和島市天神町7番1号 0895-22-5211</p> <p>愛南土木事務所用地管理課 〒798-4194 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 0895-72-1145</p>
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	<p>〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2 保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課障がい施設係 089-912-2421</p>
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<p><選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<p><選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<p><選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月20日	5.評価実施機関における担当部署	障害福祉課	障がい福祉課	事後	平成28年4月1日より変更
平成29年12月20日	5.評価実施機関における担当部署	障害福祉課長 井関 浩一	障がい福祉課長 近藤 修	事後	平成28年4月1日より変更
平成29年12月20日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	障害福祉課障害施設係	障がい福祉課障がい施設係	事後	平成28年4月1日より変更
平成29年12月20日	1.対象者数	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	平成29年4月1日より変更
平成29年12月20日	2.取扱者数	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	平成29年4月1日より変更
平成31年2月1日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	西予土木事務所事業管理課 愛媛県西予市宇和町卯之町4丁目445	西予土木事務所事業管理課 愛媛県西予市宇和町卯之町5丁目175番地3	事後	
平成31年2月1日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	愛南土木事務所用地管理課 愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城3048	愛南土木事務所用地管理課 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地	事後	
平成31年2月1日	5.評価実施機関における担当部署	障がい福祉課長 近藤 修	障がい福祉課長	事後	平成30年5月24日より変更
平成31年2月1日	1.対象者数	平成29年4月1日時点	平成30年11月30日時点	事後	平成30年11月30日より変更
平成31年2月1日	2.取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年11月30日時点	事後	平成30年11月30日より変更
平成31年2月1日	IV リスク対策		新規追加	事後	平成31年1月1日より追加
令和2年3月31日	I 7. 請求先 四国中央土木事務所用地管理課住所	愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番53号	愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号	事後	
令和2年3月31日	1.対象者数	平成30年11月30日時点	令和2年3月1日時点	事後	令和2年3月1日より変更
令和2年3月31日	2.取扱者数	平成30年11月30日時点	令和2年3月1日時点	事後	令和2年3月1日より変更
令和2年9月1日	I 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	企画振興部管理局広報広聴課	企画振興部政策企画局広報広聴課	事後	
令和2年9月1日	I 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	西予土木事務所事業管理課	西予土木事務所用地管理課	事後	
令和2年9月1日	II 1.対象人数	令和2年3月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和2年9月1日	II 2.取扱者数	令和2年3月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和4年3月31日	I 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	東予地方局産業振興課(西条第二庁舎)	東予地方局農業振興課(西条第二庁舎)	事後	令和4年3月1日より変更
令和4年3月31日	II 1.対象人数	令和2年9月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	令和4年3月1日より変更
令和4年3月31日	II 2.取扱者数	令和2年9月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	令和4年3月1日より変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<p>[情報提供]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、19の項、26の項、30の項、56の2の項、57の項、87の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条第1号フ、同条第3号フ、同条第4号、第19条第1号ネ、同条第2号から第5号まで、第30条第9号、第31条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第5号ト、同条第6号ロ、第44条第1号ネ及び同条第2号から第5号まで <p>[情報照会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の66の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第37条各号 	<p>[情報提供]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の16の項、19の項、26の項、30の項、56の2の項、57の項、87の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条第1号フ、同条第3号フ、同条第4号、第19条第1号ネ、同条第2号から第5号まで、第30条第9号、第31条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第5号ト、同条第6号ロ、第44条第1号ネ及び同条第2号から第5号まで <p>[情報照会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の66の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第37条各号 	事後	令和4年3月1日より変更
令和5年4月1日	II 1. 対象人数	令和4年3月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	令和5年3月1日より変更
令和5年4月1日	II 2. 取扱者数	令和4年3月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	令和5年3月1日より変更
令和6年4月1日	II 1. 対象人数	令和5年3月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	令和6年3月1日より変更
令和6年4月1日	II 2. 取扱者数	令和5年3月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	令和6年3月1日より変更